



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権プラザ便り [結い]

ゆ

(財)東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

今回は、雇用、介護にかかわる問題について、ほんの一部ですが、Q&Aでお答えします。ほかの相談でも、気軽にお問い合わせください。

Q1 仕事を探したいのだけれど……。

まず、あなたが住んでいるところの最寄りのハローワークに行って、「求職申し込み」をしてください。ハローワークは、あなたが働く意欲を示すと、あなたの意向に沿った支援をしてくれますので、まずは「求職申し込み」がスタートラインです。

なお、昨年2月、新宿西口近くに誕生した「東京非正規労働者就労支援センター」(東京キャリアアップハローワーク)は、完全予約担当制で2カ月以内に就職をめざすプログラムを立てるとするのが特徴です。ここは、正社員を希望する方を専門に支援するハローワークです。

Q2 職業訓練を受講したいんだけど、生活費もないのでどうしたらいいか迷っているのだが……。

雇用保険を受給できない方が、ハローワークのあっせんにより、職業訓練を受講する場合、訓練期間中の生活保障として「訓練・生活支援給付金」(単身者で月10万円、被扶養者のいる方で月12万円)の支給を受けられる可能性があります。

職業訓練の内容としては、①職種に関わりなく再就職に必要なITスキル等(文書作成、表計算・図表作成、プレゼンテーション制作など)を習得するための3カ月の訓練。②医療、介護・福祉、IT、電気設備、農林水産業、その他、地域で必要とされる人材に求められる基本能力から実践能力までを習得するための6カ月～1年の訓練があります。

Q3 失業期間が1年以上になっているけど、利用できる制度はありますか。

そういう人を対象に、民間職業紹介事業者が就職支援から就職後の職場定着までを一貫して支援し、併せて生活費に困っている方には生活・就職活動費の貸付をする「長期失業者支援事業」を受けられる可能性があります。

具体的には、就職活動における①再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等、②求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現、③就職後の職場定着のためのサポート。貸付は、上限月額15万円×6回です。再就職支援期間は6カ月となっています。

Q4 住居がなく雇用保険受給資格のない離職者の方はどんな支援が受けられますか。

(1)事業主の都合等で離職して1年以内で、なおかつ民間職業紹介事業者による支援を希望する方は、「就職活動困難者支援事業」を受けられる可能性があります。

支援の内容は、就職活動のひとつとして、民間職業紹介事業者により次のサービスを無料で受けることができます。なお、支援期間は3カ月です。①再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等、②求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現、③住居の提供、生活・就職活動費(月10万円×最長3回)の支給などの住居・生活支援、④就職後の職場定着のためのサポート。

(2)平成19年10月1日以降に離職した方は、自治体から「住宅手当」として賃貸住宅の家賃額(地域ごとの上限額及び収入に応じた調整があります)×原則6カ月の支給が受けられる可能性があります。

Q5 東京都の単独事業としてはどんなものがあるのですか。

各区市町村の生活安定応援窓口で受付を行う「就職チャレンジ支援事業」があります。受付の際、この事業を利用できるかどうかを書類等で確認します。利用できる人は、就職チャレンジ支援相談室で就業に関するきめ細かい相談や職業訓練の科目案内等を行い、職業訓練に通います。受講奨励金として、出席日数に応じて1カ月約15万円の奨励金を受けることができます。職業訓練を修了した方へ就職にむけたサポートを行います。

介護に関するQ&A

Q1 介護保険を利用したいのだけど、その手続きはどうすればいいの。

65歳以上で介護が必要となり、介護保険による介護サービスを利用するには、申請を行い、要介護認定を受ける必要があります。まず、本人あるいは家族が、各区役所の介護保険課に「要介護・要支援認定申請書」を提出します。地域包括支援センターなどに申請代行を頼むこともできます。40歳以上65歳未満であっても、末期がん・関節リウマチなど政令で定められた16の特定疾病が原因であれば、申請できます。詳しくはお問い合わせを。

Q2 要介護認定が出るまでにはどれくらいかかるの。

申請してから30日以内となっています。申請すると、区の委託を受けた訪問調査員が自宅あるいは入院中であれば病院を訪問して、心身の状態、日常生活や家族および居住環境などを聞き取り調査します。また、区の依頼により主治医が意見書を作成します。主治医がいない場合は、区が指定した医師の診断を受けます。

訪問調査の結果と、主治医の意見書の項目をコンピュータに入力し、全国一律の基準で客観的に一次判定を行います。

一次判定の結果や調査書、主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で、要介護度を審査・判定して、要介護度を示した認定通知が申請者に届きます。

Q3 認定通知が来るまで、サービスは受けられないのですか。

受けられます。認定の効力は、申請の日にさかのぼりますので、暫定的に必要なサービスを利用できます。介護保険課や申請を代行してもらう地域包括支援センターの担当者等に相談してみてください。

Q4 要介護認定通知が来て、ケアマネジャーを選んでくださいと書いてありますが。

要介護度1から5の人は、自分に合った介護サービスを利用するために、指定居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼します。介護支援専門員(ケアマネジャー)が、一人一人の状態に合わせて介護サービス計画を作成してくれますが、信頼できるケアマネジャー選びが大切です。とはいっても、最初からわかりませんが、次のようなポイントで選んでみてください。①本人および家族

の希望・意向などをきちんと聞いてくれるか、②困っていることの解決になるようなサービスを提案してくれるか。なぜ、それが必要なのかについてきちんと説明してくれるか。③月1回以上定期的に様子を見に来て、生活の状態がよくなっているかどうか話していられるか。必要に応じて病院などとの連携をはかるなど、臨機応変に動いてくれるか。どうぞ、質の高い信頼できるケアマネジャーを選んでください。

Q5 親が認知症と思われるが、どうしたらいいの。

いまや、認知症はだれにでも起きる病気です。認知症を確実に防止する方法はないんですけど、認知症になりにくくする方法、進行を防止する方法はあります。治る認知症もありますから、注意が必要です。もし、認知症かなと思ったら、早期の診断・治療をおすすめします。

「物忘れ」といっても、老化によるものと認知症ではちがいます。知っているのになかなか名前が出てこない、ふとした行動による物忘れ、物事の一部、どうでもいいことの物忘れが、老化によるものです。

認知症による物忘れは、大事なことでも忘れてしまう。昔のことはおぼえているが、最近のことは忘れてしまう。出来事の全体を忘れてしまう。朝何を食べたか、食べたことを忘れる。孫の結婚式を忘れてしまった、行ったことを忘れる。火を消し忘れる。大事な約束を忘れる。

日常生活でみられる症状として、①身の回りのことに無頓着になる。これはだいたい進行した状態。セーターの上から下着をきていたりとか。洋服を着る順番も気にならなくなる。②妙なところに物を直し込むようになる。③こまかな気配りができなくなって、ご家族とか近所の方との喧嘩が多くなる。この時期、はじめのうちは気性が荒くなる。ひんぱんに、喧嘩をするようになって、地域から孤立するようになる。④閉じこもりになる。⑤毎朝、新聞を読んでいた人が読まなくなる。日記を書いていた人が書かなくなる。⑥何度も同じことを聞く。外出するときに時間がかかる。何度もおなじものを買ってくる。などといったことがあります。一人で抱え込まずに、ご相談ください。

Q6 介護保険外で利用できるサービスは。

各区によって違う場合もありますので、お問い合わせください。たとえば、足立区だと、紙おむつの支給、シルバーカーの給付、寝具乾燥消毒、訪問理美容・配食サービス、住宅改修、緊急通報システムの設置、マッサージ、ハンディキャブの貸出など。詳細はお問い合わせを。